

兵庫県公報

平成26年3月31日 月曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

病院局管理規程

○ 兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程	1
○ 病院局地域医師修学資金貸与規程の一部を改正する管理規程	2
○ 病院局看護師修学資金貸与規程の一部を改正する管理規程	2

病院局管理規程

兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成26年3月31日

兵庫県病院事業管理者 西村 隆一郎

兵庫県病院局管理規程第1号

兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程

兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項の表感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第53条の2の規定に基づくものの款ツベルクリン反応検査の項中「950円」を「980円」に改め、同款間接撮影の項レンズカメラの目及びミラーカメラ(70ミリ)の目中「750円」を「790円」に改め、同款精密検査の項中「6,300円」を「6,470円」に改め、同表予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条第1項の規定に基づくものの款中「2,700円」を「2,820円」に改める。

第3条第4項の表胃がん集団検診料の項中「3,100円」を「3,120円」に改め、同表子宮がん集団検診料の項中「4,900円」を「4,980円」に改め、同表乳がん集団検診料の項中「2,200円」を「2,260円」に改める。

第3条第9項の表診断書、証明書その他これらに類するもので医師の判断を要するものの款料金の欄及び証明書その他これに類するもので医師の判断を要しないものの款診療費明細証明その他これに類するものの項料金の欄を次のように改める。

1通につき	15,400円
1通につき	4,100円
1通につき	3,100円
1通につき	2,100円
1通につき	1,500円
1通につき	4,100円
1通につき	2,100円

第4条の表施術料の款通常の施術の項中「3,500円」を「3,600円」に、「2,500円」を「2,600円」に、「3,000円」を「3,100円」に、「2,000円」を「2,100円」に改め、同表文書料の款診断書等で内容が複雑なものの項中「3,000円」を「3,100円」に改め、同款文書料の款診断書等で内容が簡易なものの項中「2,000円」を「2,100円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この管理規程は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この管理規程の施行の日前に診断書、証明書その他これらに類する文書の交付の申請をした者に係る当該文書の料金については、改正後の兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程（以下「改正後の管理規程」という。）第3条第9項の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この管理規程の施行の日前に改正前の兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程第4条の表文書の款に掲げる文書の交付の申請をした者に係る当該文書の料金については、改正後の管理規程第4条の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。



病院局地域医師修学資金貸与規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成26年 3月31日

兵庫県病院事業管理者 西 村 隆一郎

兵庫県病院局管理規程第2号

病院局地域医師修学資金貸与規程の一部を改正する管理規程

病院局地域医師修学資金貸与規程（平成22年兵庫県病院局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。
第3条第2号を次のように改める。

- (2) 臨床研修を終了後、直ちに医師として指定県立病院に勤務する意思を有していること。
- 第8条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 被貸与者が大学を卒業した後、引き続き臨床研修病院において2年間の臨床研修を受ける場合、この期間

第9条第1項中「被貸与者が」の右に「臨床研修医を修了した後、」を加え、「(臨床研修を受ける期間を含む。)」を削る。

第10条第1項第4号中「指定県立病院」を「臨床研修病院」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規定は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の病院局地域医師修学資金貸与規程第3条、第8条、第9条及び第10条の規定は、この管理規程の施行の日以後に修学資金の貸与の決定を受ける者から適用し、同日前に修学資金の貸与の決定を受けた者については、なお従前の例による。



病院局看護師修学資金貸与規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成26年 3月31日

兵庫県病院事業管理者 西 村 隆一郎

兵庫県病院局管理規程第3号

病院局看護師修学資金貸与規程の一部を改正する管理規程

病院局看護師修学資金貸与規程（平成23年兵庫県病院局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。
第4条第1項に次のただし書を加える。

ただし、新たに修学資金の貸与の決定を受けた年度内に養成施設を卒業する見込みの者に貸与する金額は、月額100,000円とすることができる。

第9条第1項中「貸与期間」の右に「(被貸与者が第4条第1項ただし書に規定する金額の修学資金の貸与を受けている者である場合にあっては、当該期間の2倍の期間)」を加える。

附 則

この管理規程は、平成26年4月1日から施行する。